

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和4年度)

法人名	全国中小企業団体中央会	根拠法令名	中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律 (平成17年4月1日民間法人化)		
1. 法人の概要	業務の概要				
	定款第6条 本会は、次の事業を行う。 (1) 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡 (2) 組合等の普及並びに組合等の組織、事業及び経営に関する研究及びその指導 (3) 組合等の監査に係る情報の収集及び提供 (4) 指導員等の養成 (5) 講習会、研究会及び講演会の開催 (6) 情報の提供 (7) 調査及び研究 (8) 組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定 (9) 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催の斡旋 (10) 表彰 (11) 図書、機関誌及び資料の発行 (12) 前各号の事業のほか、都道府県中央会、組合等及び中小企業の健全な発展を図るために必要な事業 2 本会は、その目的を達成するために必要な事項について、行政庁の諸政策の立案及びその遂行に対し協力し、又は国会、地方公共団体の議会若しくは行政庁に建議する。				
	役・職員数	理事長等	理事		
	常勤	0人	2人		
非常勤	1人	45人	3人		
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和4年度(A)	令和3年度(B)	令和3年度比又は令和3年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	804.17 億円	810.72 億円	-6.55	① 補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額 (①)	796.82 億円	804.72 億円	-7.9	令和4年度 1/3 補助33人対象 3年度 1/3 " 31 "
	事業による自己収入額 (②)	7.35 億円	6 億円	1.35	② 自主事業による自己収入の拡大等
	①/②×100 (%)	10,841 %	13,412 %	0.81	台帳内既収未収等収入の増加、云々増加 トス会費収入増
	経常的運営費用 (③)	11.00 億円	10.14 億円	0.86	③ その他
	①/③×100 (%)	7,243.82 %	7,936.09 %	0.91	一般管理費等諸経費の一部増
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無) 無			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) - (理由) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容) -			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容) -			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容) -			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容) -			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	※ 対価の額		算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	中小企業組合検定試験・中小企業組合士の認定	5,832,200 円		(決定者) 会長 (決定方法) 試験及び認定に係る事務費用等の実費を勘案して決定した。	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有		収支状況のインターネットでの公表の有無	
	対価を伴う自主事業の有無	無		法人における純利益額	
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法	
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	
	外注しなければならない理由				
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) - (内容) -			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容 (なければその理由)	(有・無) 有 (内容) 年1回、監事による監査を実施している。本会が定めた会計処理規程に基づき、適正に行っている。ホームページに収支決算書等を公開している。			
	役員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容 (なければその理由)	(有・無) 有 (内容) 役員については、中小企業等協同組合法第82条の8により準用されている同法36条の3第1項(忠実義務)により、職員については、就業規則第5章(服務規律)により、その公正性を担保。			

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員)		役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	—
役員の定数		(定款第17条) 会長1人 理事40人以上50人以内 監事2人又は3人	上限と下限の幅がある場合はその幅	理事:10人	
役員を選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		中小企業等協同組合法第82条の8により準用されている同法第35条第3項及び定款第21条において、「役員は、(定款の定めるところにより、) 総会において選挙する。」と定めている。			
役員任期		(定款第18条) 役員任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を延長することを妨げない。	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) — 年 (理由) —	
在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容	(役員在任年齢等に関する規程第3条) 専務理事及び常務理事の在任年齢は、満65歳までとする。	
役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
会長	森 洋	令和元年6月30日			非
副会長	尾池 一仁	令和3年6月30日			非
〃	齋藤 高藏	令和4年6月30日			非
〃	平 栄三	平成27年6月30日			非
〃	長谷川正己	平成29年6月30日			非
〃	稲山 幹夫	平成27年6月30日			非
〃	晝田 眞三	令和3年6月30日			非
〃	布川 徹	令和3年6月30日			非
〃	桑野 龍一	令和3年6月30日			非
〃	山本 明弘	平成25年10月4日			非
〃	阿部 眞一	令和3年6月30日			非
専務理事	佐藤 哲哉	令和元年6月30日	古河電気工業株式会社監査役	商工組合中央金庫理事	非常勤
常務理事	及川 勝	令和3年6月30日			常
理事	小山田周右	令和3年6月30日			非
〃	藤澤 正義	令和3年6月30日			非
〃	安房 毅	令和3年6月30日			非
〃	阿部 真也	令和3年6月30日			非
〃	吉田 勝彦	令和元年6月30日			非
〃	栗山 直樹	令和4年6月30日			非
〃	山内 致雄	令和4年6月30日			非
〃	三林 憲忠	令和3年6月30日			非
〃	山出 保	令和3年6月30日			非
〃	北村 嘉英	令和3年6月30日			非
〃	野村 泰弘	平成30年6月29日			非
〃	中村 孝	令和3年6月30日			非
〃	杉谷 雅祥	平成23年6月30日			非
〃	和田 卓也	令和3年6月30日			非
〃	国東 照正	令和3年6月30日			非
〃	久松 朋水	令和3年6月30日			非
〃	内田 健	令和3年6月30日			非
〃	石丸 忠重	令和3年6月30日			非
〃	戸高 有基	令和3年6月30日			非
〃	木村 良	平成19年5月30日			非
〃	川瀬 重雄	平成25年10月4日			非
〃	比楽 卓郎	令和元年6月30日			非
〃	加藤 文彦	平成29年6月30日	在ウズベキスタン大使館大使	日本貿易保険理事	非
〃	峯田 季志	平成29年6月30日			非
〃	岡部 弘幸	平成22年6月15日			非
〃	柳沢 祥二	令和3年6月30日			非
〃	瀬良 智機	令和2年9月4日	国土交通省中国地方整備局副局長	独立行政法人都市再生機構理事	非
〃	村瀬公一郎	令和4年6月30日			非
〃	松本 耕作	令和元年6月30日			非
〃	中野 昭雄	令和4年6月30日			非
〃	滝澤 光正	令和2年9月4日			非
〃	矢幡 秀治	令和元年6月30日			非
〃	竹林 武一	平成30年6月29日			非
〃	小池 広昭	平成24年6月13日			非
〃	大倉 治彦	令和2年9月4日			非
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
(比率)	—	%	(比率)	—	%
(理由)	—		(理由)	—	
役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法		
(定款第22条) 役員には、報酬を支給しない。ただし、総会の議決により、常勤役員に対しては報酬を支給することができる。			「全国中小企業団体中央会役員退職手当規程」により支給		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
有	定款第32条において、理事会の議決は出席者の過半数で決すると定めている。		定款第32条において、理事会の議決は出席者の過半数で決すると定めている。		
(2) 監査役員		監査役員選任規程の有無	有	選任規程がない場合、その理由	—
監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		中小企業等協同組合法第82条の8により準用されている同法第35条第3項及び定款第20条において、役員は総会において選挙することとなっている。			
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由			
—		—			
				(年数)	— 年

監査役員の任期		(定款第18条) 役員の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を延長することを妨げない。	年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(理由) -	
在任年齢に関する規定の有無		無	規定の内容		-	
役職名	氏名	当初就任年月日	前職		前々職	常勤・非常勤
監事 " "	小正 芳史 莉宿 充久 元森 俊雄	令和4年6月30日 令和4年6月30日 平成26年6月17日				非 非 非
監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法			
(定款第22条) 役員には、報酬を支給しない。ただし、総会の議決により、常勤役員に対しては報酬を支給することができる。			「全国中小企業団体中央会役員退職手当規程」により支給 (ただし、現在、常勤監事は不在なので該当無し。)			

(3) 社団的性質の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無) 有 (内容) 中小企業等協同組合法第82条の10第3項において、定款の変更、中央会の解散、会員の除名については、議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員の出席が必要であると定めている。		(有・無) 有 (内容) 中小企業等協同組合法第82条の10第4項により準用される同法第52条及び定款第26条において、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによると定めている。また、同法第82条の10第3項において、定款の変更、中央会の解散、会員の除名については、議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とすると定めている。		
法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）					
(有・無) 有 (内容) 定款第14条において、あらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる定めている。					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	年1回実施		(有・無) 有 (内容) 定款第37条第3項に基づき定められている評議員会規約第2条において、評議員は本会の会員又は学識経験者のうちから、理事会に諮り、会長が委嘱すると定めている。		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	— %	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	—			
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	—	
	評議員定数	無し	上限と下限の幅がある場合はその幅	—	
	評議員任期	2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) — 年 (理由) —	
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	—	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率) — (理由) —				%
評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
有	評議員会規約第6条において、評議員会の議決は、出席者の過半数で決すると定めている。		評議員会規約第6条において、評議員会の議決は、出席者の過半数で決すると定めている。		
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金 (4) 引当金・特別法上の引当金 (5) 公認会計士監査	企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名		
	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 637,488,605 円 (運用方法) 会館の土地・建物、普通預金等			
	長期借入金	長期借入金	長期借入金	長期借入金	
	長期借入金	長期借入金	長期借入金	長期借入金	
	長期借入金	長期借入金	長期借入金	長期借入金	
引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額	845,895,996 円	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)	(有無) 有 (理由) —	
公認会計士監査	収支決算額	12.29 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	無	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	—			
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無		
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無		
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称	—			
	所在地	—			
	資本金	—			
	事業内容	—			
	役員	—			
	従業員数	—			
	持ち株比率	—			
法人との関係	—				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	—
	役員名簿	有	有	有	—
	組合員等名簿	有	有	有	—
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	—
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	—
	貸借対照表	有	有	有	—
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	—
	監事の意見書	有	有	有	—
	事業計画書	有	有	有	—
収支予算書	有	有	有	—	

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由	
定款		有	—	有	—	
役員名簿		有	—	有	—	
組合員等名簿		有	—	有	—	
事業報告書・附属説明書類		有	—	有	—	
損益計算書又は収支計算書		有	—	有	—	
貸借対照表		有	—	有	—	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	—	有	—	
監事の意見書		有	—	有	—	
事業計画書		有	—	有	—	
収支予算書		有	—	有	—	
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみの実施の場合も含む)	
名称		有	—	有	—	
所管する部局(担当局担当課等)の名称		有	—	有	—	
主たる事務所の所在地及び電話番号		有	—	有	—	
設立年月日		有	—	有	—	
代表者の職名及び氏名		有	—	有	—	
主な目的及び事業		有	—	有	—	
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有		
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令					
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			有		
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無					
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由	
	氏名、役職、就任年月日、経歴		—			
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無					
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由	
	—		—			
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等						
(1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	指導監督基準に基づき監督を行った結果、基準の例外として整理している事項を除き、基準に適合していることから特に指摘した事項はなかった。		
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有				
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		指導監督の実績及びその内容	—		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	無い場合、その理由	—		
	当該見直し結果の公表の有無	有	無い場合、その理由	—		
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無い場合、その理由	—		
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	無		無	
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性				
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性				
		その他				
指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由等)						
<ul style="list-style-type: none"> 法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 令和4年度末において基準未適合となっているが令和5年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和4年度の状況に対して令和5年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 						
<p>○以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役を除く役員の内任年齢規程の整備 (理由) 全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同法人の会員は団体であり、専務理事、常務理事以外の役員は、会員である団体(都道府県中央会、全国組合等)の代表者から選任することとなっているため、役員の内任年齢に制約を課すことは、主な会員である中小企業等協同組合法の組合等(事業協同組合等)に関して、役員の内任年齢を設けることになり、被選挙権を制約することとなるため、指導監督基準の例外として整理している。※なお、専務理事、常務理事については、団体の代表者でない者が就くことが通例となっているため、内任年齢規程を設けている。 ・ 監査役の内任年齢規程の整備 (理由) 全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同法人の会員は団体であり、監査役員は、会員である団体(都道府県中央会、全国組合等)の代表者から選任することとなっているため、監査役の内任年齢に制約を課すことは、主な会員である中小企業等協同組合法の組合等(事業協同組合等)に関して、役員の内任年齢を設けることになり、被選挙権を制約することとなるため、指導監督基準の例外として整理している。 ・ 評議員等の内任年齢規程の整備 (理由) 全国中小企業団体中央会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、評議員は関係機関(都道府県中央会、全国組合等の会員を除く)及び学識経験者から選任することとなり、評議員の知識及び経験を同法人の業務運営上必要として選任しており、内任年齢によって制約を課すことに合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 						

